

警視庁総合的人材確保推進委員会規程

平成 27 年 2 月 2 日
訓 令 甲 第 2 号

存 続 期 間

[沿革] 平成 27 年 3 月 訓令甲第 11 号(い)

28 年 3 月 同第 7 号(ろ)、9 月同第 24 号(は)

29 年 3 月 同第 12 号(こ)改正

(設置)

第 1 条 警視庁本部に、警視庁総合的人材確保推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、人材確保に関する総合的な推進方策について、調査、研究及び審議を行い、その推進を図ることを任務とする。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は、別表第 1 の「警視庁総合的人材確保推進委員会構成表」のとおりとする。

(運営)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、必要により委員会を招集する。

4 委員長は、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、人材確保の方策に関して、専門的な調査、研究及び検討を行うものとする。
- 3 作業部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織し、その構成は、別表第2の「警視庁総合的人材確保推進委員会作業部会構成表」のとおりとする。
- 4 部会長は、作業部会を開催したときは、その結果を委員長に報告するものとする。
- 5 作業部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見等の収集)

第6条 委員会及び作業部会は、人材確保の方策に関する意見等の収集に努めるものとする。

(採用業務推進委員会)

第7条 所属長は、採用業務推進委員会を設置し、職員の採用に関する広報活動、勸奨活動、合格者の辞退防止活動等について検討を行い、その推進を図るものとする。

(方面本部の任務)

第8条 方面本部長は、方面区内における採用業務に関し、警察署間の連絡調整に当たるものとする。

(事務局)

第9条 委員会及び作業部会の事務局は、人事第二課(採用第一係)に置く。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年2月2日から施行する。

(廃止規定)

- 2 警視庁総合的人材確保方策推進検討委員会規程(平成2年5月25日訓令甲第16号)は、廃止する。

別表第1

警視庁総合的人材確保推進委員会構成表	
委員長	副総監
副委員長	警務部長 総務部長 警察学校長
委員	警務部参事官 総務部参事官 広報課長 会計課長 施設課長 人事第二課長 給与課長 厚生課長 教養課長 交通総務課長 警備第一課長 地域総務課長 公安総務課長 刑事総務課長 生活安全総務課長 組織犯罪対策総務課長 警察学校庶務部長 第一方面本部長 犯罪抑止対策本部副本部長 人身安全関連事案総合対策本部副本部長 サイバーセキュリティ対策本部副本部長 オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部副本部長 東京都警察情報通信部通信庶務課長 委員長の指名する者

別表第 2

警視庁総合的人材確保推進委員会作業部会構成表	
部会長	警務部参事官
副部会長	人事第二課長
部員	警務部理事官(採用) 警務部理事官(人事) 警務部政策企画官 企画課課長代理(庶務) 広報課課長代理(第一広報) 会計課課長代理(予算) 施設課課長代理(計画) 人事第一課課長代理(庶務) 警務部管理官(制度調査) 人事第二課課長代理(人事) 採用センター所長 リクルートコーディネーター 給与課課長代理(給与企画) 厚生課課長代理(福利) 教養課課長代理(教養企画) 交通総務課課長代理(庶務) 警備第一課課長代理(庶務) 地域総務課課長代理(庶務) 公安総務課課長代理(庶務) 刑事総務課課長代理(庶務) 生活安全総務課課長代理(庶務) 組織犯罪対策総務課課長代理(庶務) 警察学校庶務部管理官 第一方面本部管理官(総務) 犯罪抑止対策本部管理官(犯罪抑止対策) 人身安全関連事案総合対策本部管理官(総務) サイバーセキュリティ対策本部管理官(庶務) オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部管理官(庶務) 東京都警察情報通信部通信庶務課情報通信調査官 部会長の指名する者